

<大学院医学系研究科保健学専攻における学位論文に係る評価に当たっての基準について>

本研究科及び保健学専攻が定める手続きにより提出された学位申請論文は、以下の体制及び基準に従って審査する。

1. 修士論文

1.1 審査体制

- ・修士論文の審査及び最終試験は、医学系研究科長が委嘱した保健学専攻の教授3名の委員（主査1名、副査2名）をもって構成する審査委員会が行う。ただし、当該審査に係る見識を有する医学系研究科の教授（独立准教授を含む）又は独立准教授相当の准教授を主査とすることができ、医学系研究科の教授及び准教授を副査として加えることができる。
- ・審査委員会は、必要があるときは、保健学博士課程委員会（以下「博士課程委員会」という。）の議を経て、他の大学院等の教員等を副査として加えることができる。
- ・審査委員会の主査は、当該学生の指導教員である教授、当該審査に係る知識を有する医学系研究科の教授（独立准教授を含む）又は独立准教授相当の准教授とする。ただし、指導教員が准教授の場合は、当該論文内容に関連する保健学専攻の教授、当該審査に係る知識を有する医学系研究科の教授（独立准教授を含む）の中から主査を選出するものとし、当該准教授は副査となる。
- ・主査は、当該論文の内容に応じて副査を選考し、その結果を医学系研究科長に報告するものとする。

1.2 審査の方法

- ・審査委員は修士論文について、1.1.3 評価項目及び基準をもとに、試問し審査する。
- ・最終試験は、修士論文の発表を聴聞し、関連する事項につき試問し、さらに関連する情報に基づいて総合的に判定する。
- ・修士論文の発表は、適宜な方法により公開で行う。
- ・審査委員会は、論文審査及び最終試験の結果を、医学系研究科長に書面をもって報告するものとする。
- ・修士論文の審査及び最終試験の合否は、審査委員会の報告に基づき、博士課程委員会で決定する。

1.3 評価項目及び基準

- ・医学系研究科保健学専攻において、修士の学位論文は、以下に掲げる基準をもって総合的に審査する。
- ・修士論文に係る審査基準は、学術的意義、新規性、創造性、信頼性及び有用性などを有

していること。

- ・修士論文研究において適切なプロセスを踏み、大阪大学の研究者に相応しい高い倫理性と客観性を持って遂行していること。
- ・修士論文作成において研究倫理に則るとともに所定の手続きを踏んでいること。

1.4 学位論文が満たすべき水準

研究の推進能力、研究成果の論理的説明能力、研究分野に関する高度な専門的知識及び倫理性を有していると認められた場合に合格とする。

2. 博士論文

2.1 審査体制

- ・博士号資格審査委員会

博士号資格審査委員会は、学科長、副学科長のうち学科長が指名する者、各専攻主任及び大学院教務委員会委員長の計6名で構成し、学位論文審査委員会の主査・副査を決定する。

- ・学位論文審査委員会

学位論文審査委員会は、保健学博士課程委員会委員の中から主査1名、副査2名をもって構成する。ただし、当該審査に係る知識や識見を有する医学系研究科の教授（独立准教授を含む）又は独立准教授相当の准教授を主査とすることができ、准教授又は保健学専攻以外の者を副査として追加することができる。

- ・保健学専攻以外の者とは、他専攻、他研究科、他大学の教授等及び保健学専攻内の副査と同等の見識を有する者とする。

- ・学位論文審査委員の選定に当たっては、指導教授又は学生の所属する領域の教授が主査（1名）、副査（2名以上）を博士号資格審査委員会に推薦し、同委員会が審議して、主査・副査を決定する。

2.2 審査の方法

1. 審査対象

- ・学位審査は、学位論文審査委員による博士本論文（以下、学位論文）の審査と学位論文の研究発表（以下、公聴会）の審査により総合的に行う。
- ・学位論文が提出できる資格については保健学博士の学位審査（課程博士）に係わる申合せ（平成14年6月28日制定）を遵守する。

2. 学位論文

(1) 内容

博士課程における研究内容は、保健学、看護学、医学の発展に寄与するものであること。

(2) 学位論文は、以下の「注」に述べる主論文[1、2、3等]の内容を踏まえて作成する。

(3) 審査合格後は製本して1年以内に大学に提出する。

注1) [主論文1]

申請者が筆頭著者である原著論文で、博士後期課程在籍中に査読制度のある学術雑誌に受理された論文

注2) [主論文2, 3等]

博士課程在学中または最近5年間に[主論文1]以外に受理されている論文。詳細は各分野細則参照。

注3) 単位修得退学者については、単位修得退学後に受理された論文を主論文とすることができる。

注4) 学位論文が満たすべき水準

博士学位論文においては、保健学、看護学、医療技術科学の発展に寄与するものであること。

・主論文1に関する細則：

(1) 原則として英文とする。

(2) <統合保健看護科学分野のみ>

和文論文の場合は、日本学術会議に学術団体登録されている団体の学会誌に原著として受理されているもの。原著以外の論文種類(例：実践報告、研究報告など)は含まない。

・主論文2、3等に関する細則

(1) 主論文1以外に、論文1編以上が受理されていること。

これを主論文2、3等と称する。

但し、論文の付帯事項は下記のとおりである。

(a) 英文・和文を問わない。

(b) 原著・総説を問わない。

(c) 筆頭著者でなくてもよい。

(d) 他の人の論文審査に使用した論文でもよい。

3. 研究発表会について

(1) 目的

研究発表会(以下「公聴会」という。)は、学生が博士論文を完成したときに、その内容を口頭で発表させ、その内容について討議し、審査する。

(2) 公聴会の運営

①公聴会会は、原則として主査及び副査の出席のもとで開催する。

②公聴会における研究発表の質疑応答を含めた持ち時間は、主査の指示により適宜設定することができる。概ね1時間程度を目安とする。

公聴会の司会は、原則として主査が行う。公聴会では、研究の背景等も含め学位申請者が発表及び質疑応答を行う。

なお、発表内容に疑義があれば必要に応じて司会者が研究追補を求める。

(3) 研究発表手続

①研究発表手続は、博士3年次以降にこれを行うことができる。

②研究発表の申込み時点で、主論文[1,2,3等]が揃っていること。主論文は原則として印刷企表されたものとする。ただし、印刷企表されていなくても掲載予定の証明

のあるものは、公表されたものとして取り扱う。

③博士学位審査は所定の手続きにより行う。

2.3 評価項目及び基準

- ・医学系研究科保健学専攻において、博士学位論文は、以下に掲げる基準をもって総合的に審査する。・博士論文に係る審査基準は、独創性、学術的意義、新規性、創造性、さらに研究者が博士学位に相応しい識見を有しているか否かなどを総合的に評価する
- ・研究において適切なプロセスを踏み、大阪大学の研究者に相応しい高い倫理性と客観性を持って遂行していること。
- ・研究内容が国際的にも評価することができるものであること。
- ・論文作成において研究倫理に則るとともに所定の手続きを踏んで行っていること。

2.4 学位論文が満たすべき水準

研究の推進能力、研究成果の論理的説明能力、研究分野に関する優れて高度な専門的知識及び倫理性を有していると認められた場合に合格とする。